

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社朝日工務店
(法人番号9120001022254)
業者の住所：大阪府大阪市天王寺区細工谷 1 - 1 0 - 1 3
- 2 指名停止措置期間：令和 5 年 2 月 2 0 日から
令和 5 年 4 月 2 日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿 2 府 4 県、北陸 3 県、東海 3 県)
- 4 事実概要： 株式会社朝日工務店は、吹田市内の民間発注工事において、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して解体工事業に係る同項の許可を受けずに請負金額が建設業法施行令第 1 条の 2 に定める金額以上となる建設工事を請け負ったとして、令和 4 年 1 2 月 1 4 日付けで大阪府知事から監督処分（営業停止 3 日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第 2 第 1 3 号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 3 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内